

## 新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><b>17.01 甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしょ糖（固体のものに限る。）</b>            （省略）            甘しゃ糖は、甘しゃ茎の液から、てん菜糖は、てん菜の根から抽出して得た液から製造される。            粗製の甘しゃ糖及びてん菜糖は、褐（かっ）色の結晶形又はその他の固形状をしているが、その色は、不純物が存在するためである。乾燥状態において、これらの全重量に対するしょ糖の含有量は、検糖計（施光度を測定するものに限る。）の読みで 99.5 度未満に相当する（号注 1 参照）。これらは、一般に精製糖にされる。ただし、粗糖でも精製することなく食用に適する程に純度の高いものがある。            （省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第 28 類</b>  <b>無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素</b>  <b>又は同位元素の無機又は有機の化合物</b>            （省略）  <b>第 1 節</b>            元素            総説            （省略）            元素の分類一覧表            （省略）            ローレンシウム   Lawrencium   <u>Lr</u>   103   放射性元素 (28.44)            （省略）</p>	<p><b>17.01 甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしょ糖（固体のものに限る。）</b>            （同左）            甘しゃ糖は、甘しゃ茎の液から、てん菜糖は、てん菜の根から抽出して得た液から製造される。            粗製の甘しゃ糖及びてん菜糖は、褐（かっ）色の結晶形をしているが、その色は、不純物が存在するためである。乾燥状態において、これらの全重量に対するしょ糖の含有量は、検糖計（施光度を測定するものに限る。）の読みで 99.5 度未満に相当する（号注 1 参照）。これらは、一般に精製糖にされる。ただし、粗糖でも精製することなく食用に適する程に純度の高いものがある。            （同左）</p> <p style="text-align: center;"><b>第 28 類</b>  <b>無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素</b>  <b>又は同位元素の無機又は有機の化合物</b>            （同左）  <b>第 1 節</b>            元素            総説            （同左）            元素の分類一覧表            （同左）            ローレンシウム   Lawrencium   <u>Lw</u>   103   放射性元素 (28.44)            （同左）</p>
<p><b>28.14 無水アンモニア及びアンモニア水</b>            （省略）            アンモニアは、石炭ガス精製及びコークス処理の際に得られる不純なアンモニア性ガス液から（解説 38.25 (A)(3) 参照）又は水素と窒素の合成によって製造される。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 29 類</b>  <b>有機化成品</b>            （省略）</p> <p>規制物質の不法製造に最も一般的に使用される前駆物質及び必須化学物質のリスト</p>	<p><b>28.14 無水アンモニア及びアンモニア水</b>            （同左）            アンモニアは、石炭ガス精製及びコークス処理の際に得られる不純なアンモニア性ガス液から（解説 38.24 (C)(3) 参照）又は水素と窒素の合成によって製造される。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 29 類</b>  <b>有機化成品</b>            （同左）</p> <p>規制物質の不法製造に最も一般的に使用される前駆物質及び必須化学物質のリスト</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
(省略)				(同左)			
MESCALINE or 3, 4, 5-TRIMETHOXYPH-ENETHYLAMINE (2939.99)	( ) 3, 4, 5-Trimethoxybenzaldehyde (P) (2912.49)	3, 4, 5-Trimethoxyformyl-benzene	86-81-7	MESCALINE or 3, 4, 5-TRIMETHOXYPH-ENETHYLAMINE (2939.99)	( ) 3, 4, 5-Trimethoxybenzaldehyde (P) (2912.49)	3, 4, 5-Trimethoxyformyl-benzene	86-81-7
	( ) 3, 4, 5-Tri-methoxybenzoic acid (P) <u>(2918.99)</u>	Gallic acid, trimethyl ether	118-41-2		( ) 3, 4, 5-Tri-methoxybenzoic acid (P) <u>(2918.90)</u>	Gallic acid, trimethyl ether	118-41-2
	( ) 3, 4, 5-Trime-thoxybenzoyl chloride (P) <u>(2918.99)</u>		4521-61-3		( ) 3, 4, 5-Trime-thoxybenzoyl chloride (P) <u>(2918.90)</u>		4521-61-3
	( ) 3, 4, 5-Tri-methoxybenzyl alcohol (P) (2909.49)		3480-31-1		( ) 3, 4, 5-Tri-methoxybenzyl alcohol (P) (2909.49)		3480-31-1
	( ) Nitromethane (E) (2904.20)		75-52-5		( ) Nitromethane (E) (2904.20)		75-52-5
30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及変性免疫産品（生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品 (省略) (D) ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）及びこれらに類する物品これらの物品には、次の物品を含む。				30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及変性免疫産品（生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品 (同左) (D) ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）及びこれらに類する物品これらの物品には、次の物品を含む。			

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><b>(1) ワクチン</b></p> <p>最も典型的なワクチンは、ウイルス又はバクテリアを生理食塩水、油 (lipovaccines) その他の媒体に懸濁した微生物起源の予防用調製剤で、これらの調製剤は普通免疫性を破壊することなく、その毒性のみを弱めたものである。</p> <p>その他のワクチンには、組み換えワクチン、ペプチドワクチン、糖質ワクチンが含まれる。これらのワクチンは、通常、抗原、抗原認識部位または抗原（ペプチド、組み換え体又はたんぱく質又はその他からなる複合体）の認識部位をコードする遺伝子を含む。「抗原認識部位」は、生体における免疫反応を誘発する抗原の一部である。これらのワクチンの多くは、特定のウイルスまたはバクテリアを対象としている。これらのワクチンは、予防用又は治療用に使用される。</p> <p>この項にはまた、ワクチン又はトキソイドから成る混合物（例えば、ジフテリア、破傷風及び百日ぜきワクチン（DPT ワクチン））を含む。</p>	<p><b>(1) ワクチン：ウイルス又はバクテリアを生理食塩水、油 (lipovaccines) その他の媒体に懸濁した微生物起源の調整剤で、これらの調整剤は普通免疫性を破壊することなく、その毒性のみを弱めたものである。</b></p> <p>この項には、ワクチン及びトキソイドから成る混合物（例えば、ジフテリア、破傷風及び百日ぜきワクチン（DPT ワクチン））を含む。</p>
<p>41.01 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パートメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）</p> <p>（省 略） （削 除）</p>	<p>41.01 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パートメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）</p> <p>（同 左）</p> <p>号の解説 4101.20 4101.20号には、スプリットした皮を含まない。</p>
<p>57.02 じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたもの除去。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項のじゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物には、次の物品を含む。 (1)～(6)(省 略) (7)ケレム、シュマック、カラマニその他これらに類する手織りの敷物：ケレム (kelem 又はkhilim) は、カラマニ (karamanie) とも呼ばれ、58.05 項の解説 (A) に規定する手織りのつづれ織物と同じ製造法で作られる。このため、この織物は、上記のつづれ織物に類似しており、通常たて糸に沿って同じ透き間が見られる。しかし、模様に関する限り、ケレムは、通常花模様又は葉模様を有することはなく、主として直線的な模様を有する。表面と裏面とは区別できるが、その違いはわずかであり両面とも使用できる。ケレムは、二つの長いストリップを縫い合わせることにより作られることもあるが、縫目は、隠すようにデザインされている。このため、このケレムには、ボーダー（織り端）</p>	<p>57.02 じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたもの除去。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項のじゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物には、次の物品を含む。 (1)～(6)(同 左) (7)ケレム、シュマック、カラマニその他これらに類する手織りの敷物：ケレム (kelem 又はkhilim) は、カラマニ (karamanie) とも呼ばれ、58.05 項の解説 (A) に規定する手織りのつづれ織物と同じ製造法で作られる。このため、この織物は、上記のつづれ織物に類似しており、通常たて糸に沿って同じ透き間が見られる。しかし、模様に関する限り、ケレムは、決して花模様又は葉模様を有することはなく、直線的な模様を有するのみである。表面と裏面とは区別できるが、その違いはわずかであり両面とも使用できる。ケレムは、二つの長いストリップを縫い合わせることにより作られることもあるが、縫目は、隠すようにデザインされている。このため、このケレムには、ボーダー（織り端）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を短い端にのみ有するか又は全く有しないものもある。しかし、この項には、ボーダーを添加したものも含む。            （省略）            この項には、組物材料製のマット及びマット地を含まない（46 類）</p>	<p>端)を短い端にのみ有するか又は全く有しないものもある。しかし、この項には、ボーダーを添加したものも含む。            （同左）            この項には、組物材料製のマット及びマット地を含まない（46 類）</p>
<p><b>84.36 その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂（ほう）用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器</b>            （省略）            （ ）その他の農業用、園芸用又は林業用の機械及び発芽用機器            （省略）            この項には、次の物品を含まない。  <u>( a ) ~ ( ij )</u> （省略）  <u>( k ) 真空掃除機型の馬又は牛の手入れ用機器 (85.08)</u>  <u>( l ) 丸太のけん引用に特に設計されたトラクター (log skidders) (87.01)</u>  <u>( m ) 機械式獣医用器具 (90.18)</u>  <u>( n ) ひょうよけ用の銃砲 (Anti-hail guns) (93.03)</u>            （省略）</p>	<p><b>84.36 その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂（ほう）用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器</b>            （同左）            （ ）その他の農業用、園芸用又は林業用の機械及び発芽用機器            （同左）            この項には、次の物品を含まない。  <u>( a ) ~ ( ij )</u> （同左）  <u>( k ) 丸太のけん引用に特に設計されたトラクター (log skidders) (87.01)</u>  <u>( l ) 機械式獣医用器具 (90.18)</u>            （同左）</p>
<p><b>85.08 真空式掃除機</b>            （省略）            真空式掃除機とは、ほこり等の吸引及び吸引した空気をろ過する二つの機能を持つものである。吸引は、高速度で回転する電動機の軸の上に直接取り付けられたタービンによって生ずるものである。ほこり等は内蔵又は外付けの集塵袋あるいは他の容器に集められる。一方、吸引されろ過された空気は電動機の冷却にも用いられる。  <u>この項には、真空掃除機型の馬又は牛の手入れ用機器を含む。</u>            （省略）</p>	<p><b>85.08 真空式掃除機</b>            （同左）            真空式掃除機とは、ほこり等の吸引及び吸引した空気をろ過する二つの機能を持つものである。吸引は、高速度で回転する電動機の軸の上に直接取り付けられたタービンによって生ずるものである。ほこり等は内蔵又は外付けの集塵袋あるいは他の容器に集められる。一方、吸引されろ過された空気は電動機の冷却にも用いられる。            （同左）</p>
<p><b>90.06 写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第 85.39 項の放電管を除く。）</b>            （省略）            この項には、次の物品を含まない。  <u>( a )</u> （省略）  <u>( b ) 感光式複写機及び感熱式複写機 (84.43)</u>  <u>( c )</u> （省略）  <u>( d )</u> （省略）  <u>( e )</u> （省略）</p>	<p><b>90.06 写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第 85.39 項の放電管を除く。）</b>            （同左）            この項には、次の物品を含まない。  <u>( a )</u> （同左）  <u>( b )</u> （同左）  <u>( c )</u> （同左）  <u>( d )</u> （同左）</p>

## 新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
( f ) (省略)	( e ) (同左)
( g ) ~ ( ij ) (省略)	( f ) 感光式複写機及び感熱式複写機 (84.43) ( g ) ~ ( ij ) (同左)
90.21 整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帶を含む。）補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具 （省略） ( ) 副木その他の骨折治療具 （省略）	90.21 整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帶を含む。）補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具 （同左） ( ) 副木その他の骨折治療具 （同左）
これらの物品の中のあるものは、患部に装着するように設計してある（例えば、鋼線、亜鉛製又は木製の下肢保持用の離被架、石こうギブス、骨用骨折治療具等）。他のものは、ベッド、台又は他の支持具に取り付けるように設計してある（副木又は離被架の代わりに使用される保護用ベッド離被架、管製の骨折部分の伸展器等）。ただし、後者の器具でベッド、台又は他の支持具の一部を構成し、分離することができないものは、この項には属しない。	これらの物品の中のあるものは、患部に装着するように設計してある（例えば、鋼線、亜鉛製又は木製の下肢保持用の離被架、石こうギブス、骨用骨折治療具等）。他のものは、ベッド又は支持具に取り付けるように設計してある（副木又は離被架の代わりに使用される保護用ベッド離被架、管製の骨折部分の伸展器等）。ただし、後者の器具でベッドの一部を構成し、分離することができないものは、この項には属しない（94.02）。
90.25 ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品 （省略） ( D ) 温度計及び自記湿度計	90.25 ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品 （同左） ( D ) 温度計及び自記湿度計
これらは、空気又はその他の気体の湿度を測定するために使用するもので、主要な型式のものとしては、次の物品がある。 （省略）	これらは、空気その他の気体又は固体物質の湿度を測定するために使用するもので、主要な型式のものとしては、次の物品がある。 （同左）
この項に属する自記湿度計は毛髪湿度計に類似しているが、温度を記録する自記温度計と同様な方法により相対湿度の変化を記録するものである（前記（B）参照）。 この項には、固体物質の含水率を測定する機器を含まない（90.27）。	この項に属する自記湿度計は毛髪湿度計に類似しているが、温度を記録する自記温度計と同様な方法により相対湿度の変化を記録するものである（前記（B）参照）。 （同左）
90.27 物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム （省略）	90.27 物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム （同左）
この項には、次のような物品を含む。 ( 1 ) ~ ( 25 ) （省略） ( 26 ) 物質の誘電率、電気伝導率又は電磁エネルギー若しくは赤外線の吸収を利用する分析	この項には、次のような物品を含む。 ( 1 ) ~ ( 25 ) （同左） ( 26 ) 物質の誘電率を利用する分析機器

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
機器（固体水分計と呼ばれることがある。） (省略)	(同左)